

## 会則第 29 条に基づく幹事の選出と任務に関する細則

第 1 条 この細則は会則第 29 条に基づき、各都市幹事の選出にあたり複数の単組がある場合又は組織的対応が困難な場合に各都市と部会の連携を密にすることで、円滑な部会運営と各都市における関係単組の組織連携を強化することを目的にした基準とする。

第 2 条 幹事の選出又は選出後の組織対応が困難な場合において、当該都市に関わる単組・支部がこの細則第 3 条に合意すれば、当分の間、幹事の選出又は幹事会への出席など幹事の任務遂行を免除する。

第 3 条 前条による合意とは、会則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 12 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 17 条、第 23 条、第 26 条第 3 項、第 29 条第 1 項、同条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 35 条第 2 項、第 36 条、第 37 条、会則に基づく細則及び幹事会の協議事項に関する議決権を部会長に委任することをいう。

第 4 条 組合員数 500 名以上の単組が複数ある都市は、単組・支部と部会及び都市の単組・支部間連携を強化し積極的な部会活動への参画をおこなうため、幹事を 3 名選出することができる。但し、この場合の運営費分担金は、幹事会の要請に基づき、会則第 31 条第 2 項による額に 2 万円を加算する。

第 5 条 会則第 29 条に規定されている当分の間の期間については、附則で定める。

附則

1. この細則は、2012 年 11 月 2 日制定施行する。
2. 幹事会は、この細則の施行後 2 年経過した場合若しくは円滑な幹事会運営に支障が生じるおそれのある場合において、この細則の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、速やかにこの細則及び会則第 29 条の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。